

名張市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市公契約条例（令和8年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 公契約のうち、特定公契約とするものの予定価格に係る条例第2条第2号の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 工事請負 5,000万円

(2) 業務委託であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの 500万円

ア 市庁舎その他公用又は公共の用に供する建物（敷地を含む。）（以下この条において「市庁舎等」という。）の清掃業務

イ 市庁舎等における窓口業務

ウ 市庁舎等における運營業務

エ 市庁舎等の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項に規定する警備業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）をいう。）

オ 給食の調理業務

カ 除草業務

(3) 指定管理者（名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第2条第2号に規定する地域づくり組織を除く。）と締結する公の施設の管理に関する協定（次条第2項において単に「協定」という。） 500万円

2 契約（前項第3号の協定を含む。）の期間が1年を超える場合であって、当該契約の予定価格が履行期間全体の合計金額であるときは、当該予定価格の金額を履行期間の月数で除した額に1.2を乗じて得た額を予定価格とみなして、前項の規定を適用する。

(特定公契約に係る適正な労働条件の確保のための措置)

第3条 市長等は、公契約が特定公契約である場合にその発注の公告その他の申込みの誘引を行うときは、特定公契約に該当する旨を明示するものとする。

2 市長等及び受注者は、特定公契約を締結するときは、特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項（様式第1号。以下「特約条項」という。）を当該特定公契約の契約書（協定に係る協定書を含む。）に添付し、又は特約条項と同様の内容を記載するものとする。

3 条例第7条第1項の規定による報告は、特定公契約に係る労働条件報告書（様式第2号）によるものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年10月1日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

様式第1号（第3条関係）

特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項

（総則）

第1 この特約条項は、名張市公契約条例（令和8年名張市条例第 号）第7条第1項の労働条件の確保の状況等の報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 特定公契約に係る適正な労働条件の確保に関する特約条項の書面は、添付された契約書（協定書を含む。）と一体を成す。

（労働条件報告書の提出）

第2 受注者（指定管理者を含む。以下同じ。）及び受託者は、この契約（協定を含む。）の履行において、特定公契約に係る労働条件報告書（様式第2号）を作成し、本契約の締結後、速やかに市長等に提出することにより、労働条件の確保等の状況を報告しなければならない。

2 受注者は、受託者が本契約に係る業務の一部を第三者に請け負わせ、又は再委託するとき（当該業務の一部が名張市公契約条例施行規則（令和8年名張市規則第 号）第2条第1項第2号に掲げる業務委託の業務又は同項第3号に掲げる公の施設の管理に関する協定に基づく業務である場合には、それらの業務と密接に関係する場合に限る。）は、請負又は再委託に係る契約締結後、速やかに当該第三者に労働条件報告書を作成させ、当該受託者を介し、これを取りまとめて、市長等に提出しなければならない。数次にわたり請負又は再委託に係る契約が締結されるときも同様とする。

様式第2号（第3条関係）

特定公契約に係る労働条件報告書

年 月 日

名張市長 宛て

所在地

商号又は名称

代表者氏名

名張市公契約条例（令和8年名張市条例第 号）第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

契約（協定）名	
---------	--

区分	項目	回答
総則	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	(2) 常時使用する労働者が10人以上いる場合は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出をするとともに、作業場の見やすい場所に掲示するなど、法令で定める方法で労働者に周知していますか。	
労使協定	(3) 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日を労働に関する労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出をしていますか。	
法定帳簿	(4) 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）を整備していますか。	
労働時間	(5) 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	(6) 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃金	(7) 賃金台帳等に基づく適正な計算により、賃金を支払っていますか。	
	(8) 時間外、休日等に労働者に労働をさせた場合、法令に従って割増賃金を支払っていますか。	
	(9) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	(10) 三重県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	(11) 事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を選任していますか。（常時使用する労働者が10人未満の場合は－を記入）	
	(12) 事故報告書の記録など、業務災害への対策状況は適正ですか。	
	(13) 労働安全衛生法に基づく健康診断を、雇入れ時及びその後1年に1回、定期的実施していますか。	
各種保険	(14) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを行っていますか。	

「回答」欄には「○」又は「×」を、該当しない場合は「－」を記入してください。

注1 対象とする労働者の範囲：本契約等案件における業務に従事する者

2 受注者等が業務の一部を第三者に請け負わせ又は再委託するときは、当該第三者が作成した報告書を受注者が取りまとめて提出してください。